



中学校給食が 10 月から3校で始まります

10月1日(月)から、和田・若浦・加佐中学校をモデル校として生徒全員を対象に、スクールランチ方式(民間の調理場で料理し、弁当箱に詰めて学校に配食する方式)による中学校給食を先行実施します。



▲給食のイメージ

市の栄養士が、中学生に必要な栄養バランスを考へて献立を作成。地元産の米や旬の農水産物をできるだけ多く取り入れます。

給食は主食(ご飯)と牛乳、副食4品を基本とし、週1~2回は汁物を提供。ご飯や汁物は保温容器に入れて、できる限り温かいまま各学校に配送。また、食物アレルギーなどのある生徒に対しては除去食を準備します。

給食費(食材費)として保護者の皆さんには1食300円を負担していただき、成長期にある中学生に、安心・安全で栄養バランスの取れた、おいしい給食を提供します。

▶詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。

子育て世帯を応援します!! 住宅取得に助成金

子育て世帯の居住の安定確保と市内への定住促進を図るため、子育て世帯が市内で自らの住宅を取得するために借り入れた資金に応じて次のとおり助成します。

【対象者】次のいずれにも該当。①住宅を取得する人と親子関係にある小学生以下の子どもがいる②平成23年8月1日以降に銀行などで住宅ローン契約を締結③市税を滞納していない④住宅の名義人が申込者本人⑤市内に本社・本店を有する事業者と契約を締結して住宅を取得

【対象となる住宅】新築住宅か建売住宅(ただし新築後1年以内で未使用に限る)

【助成金額】年末における住宅ローン償還元金残高の0.5%(限度額10万円)

【助成期間】3年間

【申し込み方法】所定の用紙(建築住宅課に備え付け)に住宅ローン契約書の写しなど必要書類を添付し、10月1日(月)~12月28日(金)に同課へ持参。

▶詳しくは、建築住宅課(☎66・1050)へ。



地域力再生プロジェクト支援 ~地域づくり活動に助成金~

市民団体などが取り組む地域力再生活動に助成金を交付します。

【対象・内容】ボランティア団体やNPO法人、自治会などが取り組む環境保全・子育て支援・福祉・防犯・文化活動などに係る経費を助成します(事業費15万円以上で平成24年度中に完了すること)。

【交付額】事業の種類によって事業費の3分の2以内または全額(限度額あり)

【申し込み方法】10月1日(月)までに所定の用紙(企画政策課、中丹広域振興局に備え付け)で同課へ。

【地域力再生プロジェクトの支援メニューの例】

| メニュー | 特徴 | 交付率(上限額) |
|--------------|---|------------------------------------|
| 公共的サービス活動 | 住民が互助によるサービスを提供することで地域づくりの基盤となる活動 ◆高齢者や子育て中の人などの多世代が集える場所の運営 ◆地域住民による危険箇所のマップづくり など | 事業費の3分の2以内(200万円) ※対象事業費が15万円以上 |
| 小さな公共的サービス活動 | 環境保全、子育て支援、防災・防犯などの分野で、地域の課題解決や魅力の向上に取り組む公共的サービス活動のうち、事業の立ち上げや継続的な取り組みとなるよう工夫して実施する活動 ◆地域の美化活動 ◆高齢者の見守り活動 など | 事業費の全額(30万円) ※対象事業費が15万~30万円 |

▶詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。

飛鳥II 10月2日、京都舞鶴港に寄港



10月2日(火)、豪華クルーズ客船「飛鳥II」(全長241m、総トン数50,142ト)が京都舞鶴港に寄港。これに合わせ、「市民見学会」を開催。出港を見送る「見送りボランティア」も募集します。



市民見学会

【時間】当日13時30分~14時30分
(受付は13時~13時25分)

【場所】京都舞鶴港西港第2ふ頭

【内容】乗務員が飛鳥IIの船内を案内します。

【対象】市内在住の人。

ただし、中学生以下は保護者同伴

【定員】100人(多数の場合抽選)

【申し込み方法】往復はがきに参加者全員の住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、みなと振興・国際交流課へ。はがき1枚につき4人まで(乳幼児は大人1人につき2人まで同伴可)。9月14日(金)消印有効。

▶詳しくは、みなと振興・国際交流課(☎66・1037)へ。

見送りボランティア募集

【時間】当日16時から受け付け(17時出港予定)

【場所】京都舞鶴港西港第2ふ頭

【内容】青色のハンカチを振って出港を見送ります(青色のハンカチを持っている人は持参してください)。

【定員】先着200人

【申し込み方法】当日受け付け(第2ふ頭)で住所、氏名、生年月日を記載。

【参加条件】当日、本人確認のため、顔写真付きの身分証を持参してください(18歳未満は保護者同伴)。
※ SOLAS 条約(海上における人命の安全のための国際条約)に基づいて船舶や港湾施設の安全管理のため、身分証などの確認を行っています。

▶詳しくは、京都舞鶴港クルーズ誘致協議会(中丹広域振興局内、☎62・2506)へ。

